

平16福情答申第11号
平成16年12月24日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(保健福祉局総務部監査指導課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する異議申立てについて（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第2項の規定に基づき、平成16年4月27日付け福保監第28号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「舞鶴保育園の職員給与の額がわかる資料（H14 社会福祉事業団・H15 社会福祉法人）」の一部公開決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

「舞鶴保育園の職員給与の額がわかる資料（H14 社会福祉事業団・H15 社会福祉法人）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。

- (1) 平成14年度の保育士及び調理業務員の「前年の年間給与総支給額」の欄
- (2) 平成15年度の保育士の「前年の年間給与総支給額」の欄

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成16年4月12日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成16年4月19日、実施機関は、本件対象文書について、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成16年4月27日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 給与額を明示しても、個人を特定できるものではない。

イ 舞鶴保育所は、市のOB等が役員をしている社会福祉法人が運営の委託を受けているが、定員割れをしている状況であり、嘱託職員や臨時職員が多いせいではないかと考えられることから、そのあたりのことを調べたいにもかかわらず、全く知ることができない。

ウ 市議会議員として舞鶴保育所の問題点を検討しなければならないのに、本件対

象文書を公開しようとししない実施機関の対応は不当である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 公開請求に係る公文書として、舞鶴保育所が作成し、実施機関が行う監査の事前提出資料として実施機関へ提出された「施設長、保育士及び調理員等の状況（給与等）」を特定した。

イ 本件対象文書には、職員の職種、氏名、本俸、前年の年間給与総支給額等が記載されているが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第1号に該当する。

仮に、氏名を除いて給与額等を部分的に公開したとしても、一人しかいない施設長並びに平成15年度の調理業務員及び事務員については、個人が識別され、当該個人の給与が明らかとなる。

また、保育士及び平成14年度の調理業務員については、複数人いるものの、その人数は多くないことから、他の情報を寄せ集めなどすると、個人が特定され、当該個人の給与額が明らかとなるおそれがある。

ウ これまで行われた他の同様の公開請求に対しても、職種と施設長の氏名のみを公開し、職員の氏名、給与額等については非公開としており、その取扱いとの均衡を図る必要がある。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書として実施機関が特定した文書は、福岡市立舞鶴保育所の管理の委託を受けている社会福祉法人（平成14年度は社会福祉法人福岡市社会福祉事業団、平成15年度は社会福祉法人まいづる会）が、実施機関から社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく監査を受けるに当たり事前に実施機関へ提出した資料のうち、「施設長、保育士及び調理員等の状況（給与等）」と題する文書である。

イ 本件対象文書には、上記社会福祉法人の職員の職種、氏名、年齢、経験年数、最終学歴、資格取得年月日、本俸、親族関係等及び前年の年間給与総支給額が記載されており、実施機関は、これらのうち、職種及び施設長の氏名のみを一部公開し、その他の情報については、個人が識別できる情報に該当するとして非公開とした。

以下、実施機関が非公開とした部分の妥当性について判断する。

(2) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて非公開とするものと定めている。

イ まず、施設長以外の職員の氏名については、当然、個人を識別させるものであって第1号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、非公開とすべきである。

ウ その他の年齢、経験年数、最終学歴、資格取得年月日、本俸、親族関係等及び前年の年間給与総支給額については、氏名を非公開とすれば、これらの情報から直ちに特定の個人が識別できるとはいえないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性は一概に否定し難いことから、以下この点について検討する。

エ 本来、個人に関する情報については、個人のプライバシーに係るものを非公開とすべきものと考えられるが、プライバシーの具体的内容は、法的にもまた社会的にも必ずしも明確ではないため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて保護すべきとの趣旨から、第1号は、特定の個人が識別できる可能性のある情報は、一定の例外（同号ただし書のアからウまでに掲げる情報）を除いて、非公開とすることとしたものである。

オ 第1号のこのような趣旨からすると、個人識別性を判断する際の「照合」の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて個別かつ適切に判断することが必要であるが、当該個人情報が特に機微にわたるものである場合は格別、一般人（当該個人と特別の関係を有している者や特別の情報に有している者以外の者）が通常入手し得る情報と解するのが相当である。

カ 以上のような観点からすると、年齢、経験年数、最終学歴、資格取得年月日及び親族関係等の情報については、一人しかいない職種の職員に係るものはもちろん、それ以外の職種の職員に係るものについても、対象者は多数でないこと（平成14年度の保育士は9人、同年度の調理業務員は3人、平成15年度の保育士は9人）から、一般人が特別の調査をしなくとも入手し得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性があるといえるところであり、非

公開とするのが相当である。

キ また、本俸については、実施機関の説明によれば、福岡市内に児童福祉施設を有する社会福祉法人の職員の給与は、国又は福岡市の職員の給与に準じるよう指導をしており、本件の社会福祉法人もその指導に従っているとのことである。

そうすると、本俸が公にされると、それからその職員の年齢、経験年数等が推定され、ひいては特定の個人が識別することができる可能性があることは否定できないところであるから、条例第3条において、実施機関は個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとされていることに鑑みても、非公開とするのが妥当である。

ク 他方、前年の年間給与総支給額については、一人しかいない職種の職員に係るものは特定の個人が識別されるため非公開とすべきであるが、それ以外の職種の職員に係るものは、たとえ少人数であっても、当該金額が本俸に各種手当を含んだ年間の総支給額であることを考慮すると、よほど特別の調査をしない限りそれから特定の個人を識別できるものとは言い難いため、公開するのが妥当である。

ケ なお、異議申立人は、保育所運営のあり方について調査検討を行う必要がある旨主張しているが、公文書公開制度は、公開請求の目的や公開請求者の属性を斟酌すべきものではないから、当該主張は、公開・非公開の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年4月27日	実施機関からの諮問
平成16年5月25日	実施機関が弁明意見書を提出
平成16年11月26日(部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年12月22日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子